

株 主 各 位

札幌市中央区北一条西七丁目1番地  
**ナラサキ産業株式会社**  
代表取締役社長 中 村 克 久

### 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第76期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

##### 【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

##### 【株主提案（第4号議案から第6号議案まで）】

- 第4号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 定款一部変更の件（投資有価証券の保有制限）

株主提案（第4号議案から第6号議案まで）に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（12頁から15頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

- ◎（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。  
 当社取締役会意見にご賛同の場合は、株主提案（第4号議案以下）について否に○印でご表示願います。  
 なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。  
 なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

## ■議決権行使書記入例

<b>議決権行使書</b> <b>ナラサキ産業株式会社</b> 御中 私は、2019年6月27日(木)開催のナラサキ産業株式会社第76期定時株主総会(継続会又は延会の場合も含む)における各議案の原案に対し右記(賛否を○印で表示)の通り、議決権を行使します。 2019年 6月 日		議決権の数 個		会社提案 第1号議案 賛(但し を除く) 否 第2号議案 賛 否 第3号議案 賛 否		株主提案 第4号議案 賛 否 第5号議案 賛 否 第6号議案 賛 否		基準日現在のご所有株式数 株 議決権の数 個 議決権の数は1単元ごとに1個となります。 お願い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。 3. 第1号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否と			
【ご賛同】 ご賛同の場合は「賛」に○印、ご賛同いただけない場合は「否」に○印でご表示願います。 なお、賛否の表示がない場合は「賛」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。		【ご注意】 当社取締役会は反対しております。当社取締役会意見にご賛同の場合は、「否」に○印、ご賛同いただけない場合は「賛」に○印でご表示願います。 なお、賛否の表示がない場合は「否」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。		会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合		会社提案・取締役会の意見に反対される場合					
<b>会社提案議案</b>		<b>会社提案議案</b>		<b>会社提案議案</b>		<b>会社提案議案</b>		<b>会社提案議案</b>			
会社提案	第1号議案	賛(但し を除く)	否	会社提案	第1号議案	賛(但し を除く)	否	会社提案	第1号議案	賛	否
会社提案	第2号議案	賛	否	会社提案	第2号議案	賛	否	会社提案	第2号議案	賛	否
会社提案	第3号議案	賛	否	会社提案	第3号議案	賛	否	株主提案	第4号議案	賛	否
株主提案	第4号議案	賛	否	株主提案	第5号議案	賛	否	株主提案	第5号議案	賛	否
株主提案	第5号議案	賛	否	株主提案	第6号議案	賛	否	株主提案	第6号議案	賛	否
株主提案	第6号議案	賛	否								

## 株主総会参考書類

### 【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よしだこうじ 田 耕 二 (1954年7月2日生)	1979年4月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2005年7月 同社営業第2部長 2005年12月 同社営業第3部長 2006年6月 同社審査部長 2008年6月 同社執行役員営業第2部長 2010年6月 同社常務執行役員 2012年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理部門統括 監査部、審査部担当 2015年6月 当社代表取締役会長（現任）	11,074株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	なかむらかつひさ 中村克久 (1957年4月27日生)	1980年4月 当社入社 1998年4月 当社F A部長 2006年6月 当社執行役員F A部長 2009年4月 当社執行役員電機本部副本部長兼F A部長 2010年4月 当社執行役員営業企画部長 2011年4月 当社常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 2011年6月 当社取締役兼常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 2012年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員機械本部長 2016年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)	18,327株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	氏名 (生年月日)  まい はら よし のり 毎 原 吉 紀 (1959年3月1日生)	1981年4月 当社入社 2002年4月 当社経理部副部長 2003年4月 当社経理部長 2010年6月 当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長 2011年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長 経理部(経理、会計)担当 2013年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部担当 2015年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部、審査部担当 2016年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 監査部、審査部担当 2017年7月 当社取締役兼執行役員経理部長 人事部、審査部担当 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員総務人事部長兼IR・広報部長 監査部、経理部、審査部担当(現任)	6,506株
〈取締役候補者とした理由〉 当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	よね や とし あき 米 谷 寿 明 (1959年2月20日生)	1981年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年7月 当社入社 2003年4月 当社審査部長 2005年4月 当社審査・業務部長 2006年4月 当社経営企画部長 2006年6月 当社経営企画部長兼IR・広報部長 2008年6月 当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長 2010年6月 当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長 2012年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当 2016年6月 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼 経営企画部長 営業企画部、安全環境部 担当 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼 経営企画部長 営業企画部担当(現任)	14,315株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	※ 吉 原 邦 彦 (1962年7月30日生)	1985年4月 2010年4月 2012年4月 2015年4月 2018年6月	当社入社 当社機器一部副部長 当社機器一部長 当社北海道電機部長 当社執行役員北海道支社副支社長兼電機 本部副本部長兼北海道電機部長(現任)	5,278株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社電機本部副本部長として電機関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>				
6	※ 片 貝 光 延 (1962年4月10日生)	1986年4月 2010年4月 2011年4月 2013年6月 2015年6月 2016年4月	当社入社 当社F A部長 当社F A部長兼海外事業推進部長 当社電機本部副本部長兼海外事業推進部 長 当社執行役員電機本部副本部長兼海外事 業推進部長 当社執行役員機械本部長(現任)	1,999株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社機械本部長として機械関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位、担当	所有する当社株式の数
7	※ 鈴 木 修 (1965年1月1日生)	1988年4月 2012年4月 2015年4月 2017年4月 2018年6月	当社入社 当社北海道建材部副部長 当社建材部長 当社建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長 当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長 (現任)	878株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社建材・エネルギー本部副本部長として建材・燃料関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>				
8	やま もと しょう へい 山 本 昌 平 (1962年12月31日生)	1998年4月 1998年5月 2008年6月 2009年6月 2014年6月 2015年4月 2015年6月	東京弁護士会弁護士登録 柳瀬法律事務所 (現 丸の内中央法律事務所) 入所 株式会社メガハウス監査役 (非常勤) (現任) 株式会社バンダイ社外監査役 (現任) トーイン株式会社社外監査役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 丸の内中央法律事務所パートナー弁護士 (現任) 三信電気株式会社社外監査役 (現任)	1,467株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社は、山本昌平氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>				



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	よし吉の野たかし高 (1957年8月12日生)	1987年4月 東京弁護士会弁護士登録 小林清巳法律事務所入所 1998年6月 吉野高法律事務所代表(現任) 2016年6月 株式会社バンダイナムコアーツ社外監査 役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	579株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

(1株未満切捨表示)

4. 山本昌平氏および吉野 高氏は、社外取締役候補者であります。

5. 山本昌平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

6. 吉野 高氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

7. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役皆良田剛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者山崎洋幸氏の任期は、辞任される監査役皆良田剛氏の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
やまざきひろゆき 山崎洋幸 (1960年9月21日生)	1985年4月 当社入社 2011年4月 当社東北支店長 2012年4月 当社東北復興推進室長兼東北支店長 2013年6月 当社執行役員東北復興推進室長兼東北支店長 2015年6月 当社取締役兼執行役員新エネルギー事業開発部長兼東北復興推進室長 建設機械部担当 2017年4月 当社取締役兼執行役員東北復興推進室長 建設機械部担当 2018年4月 当社取締役兼執行役員 建設機械部担当 (現任)	7,046株
<p>〈監査役候補者とした理由〉</p> <p>当社事業部門の管理職や担当役員を経験し当社事業に精通しており、監査役として取締役の職務執行の監督を期待できることから、監査役として適任と判断しております。</p>		

(注) 1. 山崎洋幸氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

(1株未満切捨表示)

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
はし 橋 もと 本 あき 昭 お夫 夫 (1943年2月28日生)	1969年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 1972年1月 橋本昭夫法律事務所(現 橋本・大川合同法律事務所) 所長(現任) 1995年8月 空知炭礦株式会社取締役社長(現任) 2000年10月 マックスバリュ北海道株式会社社外監査役(現任) 2004年1月 株式会社カナモト社外監査役(現任) 2006年3月 美松企業株式会社取締役会長(現任)	一株
〈補欠社外監査役候補者とした理由〉 弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 橋本昭夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

## 【株主提案（第4号議案から第6号議案まで）】

第4号議案から第6号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものです。

### 第4号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

#### （1）議案の要領

定款の第40条を以下のとおり変更する。

現行定款	変更案
第40条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	第40条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### （2）提案の理由

現行の定款では、取締役会のみが、株主に対する配当及び自己株式の取得に関する事項を決定する権限を有するものとし、株主が株主総会によってこれを決定することができない旨を規定している。株主総会においてこれらの事項を決定できることとするために、条項の規定の修正を提案する。貴社においては、2014年3月期から2018年3月期までに純利益の16%未満程度しか株主に還元されておらず、非常に保守的な株主還元策につながっている。このように株主還元策の実施状況が非常に低位に留まっていることを踏まえ、株主の利益を保護するために、株主総会の決議によって、剰余金の配分を定めることを可能とすべきであると考えている。

### ◎取締役会の意見

#### 第4号議案に反対いたします。

当社は、2006年6月29日開催の第63期定時株主総会において剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更議案を提案し、多数の株主の皆様の賛成を得てご承認いただいております。

剰余金の配当等につきましては、株主の皆様の付託を受けた取締役会が株主還元の基本方針（※注記）や利益状況等を総合的に勘案しつつ決定し責任を負う体制とすることで、株主の皆様への利益還元を機動的に遂行できていると考えております。

したがいまして、本議案に反対です。

#### （※注記）株主還元の基本方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを株主還元の基本方針としております。

## 第5号議案 剰余金の処分の件

(会社注) 以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

### (1) 議案の要領

#### 【1】 配当財産の種類

金銭

#### 【2】 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第76期の期末配当金の配当として、普通株式一株当たり150円を配当する。この場合の配当の総額は、上記の一株当たりの配当金額に平成31年03月31日時点の配当の対象となる発行済株式数を乗じた額となる。

### (2) 提案の理由

A) 貴社の配当性向は非常に低いと考えている。過去5年間で6,847百万円の純利益(70億円以上のフリーキャッシュフロー)を得たものの、支出された総配当金は1,078万円(純利益の15.7%)である。

年度	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	
一株当たり配当金(円)	35	35	40	45	50	(a)
配当金(百万円)	184	185	209	236	264	(b)
純利益(百万円)	1,503	1,387	1,027	1,244	1,686	(c)
配当性向	12%	13%	20%	19%	16%	(b)/(c)
平均配当性向	15.7%					

B) 剰余金の積み上げによって自己資本利益率(ROE)が低下: 2018年12月末時点で、貴社の現金及び預金の総額は81億9,000万円であり、ネットキャッシュ(現預金と有価証券等の合計から短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金、1年以内償還予定社債と社債を差し引いた金額をいう)の総額は55億1,400万円(時価総額の約60%)である。

C) 限られた投資案件等と成長の停滞、一貫して高いフリーキャッシュフロー(毎年10億円以上)は、貴社が生み出す剰余金の再投資が困難に直面していることを示している。さらに、貴社の収益は過去20年間で増加していない。

年度（百万円）	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	
営業活動によるキャッシュフロー	2,567	1,867	1,020	905	5,570	(a)
運転資金の増減*	258	149	-513	-1,480	2,953	(b)
運転資本前営業活動によるキャッシュフロー	2,309	1,718	1,533	2,385	2,617	(c)=(a) -(b)
設備投資	198	435	347	257	314	(d)
運転資本前フリーキャッシュフロー	2,111	1,283	1,186	2,128	2,303	(c)-(d)

\*運転資本増減：売掛金の増減、棚卸資産の増減と買掛金の増減

以上の状況によって、貴社は株主に対してより高い配当金を支払うことができ、またそうすべきであると考えている。一株当たり150円の配当金は、配当金額の総額としては当期における貴社の純利益予想額の約50%であり、貴社への財務的なリスクはないと考えられる。

## ◎取締役会の意見

### 第5号議案に反対いたします。

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを株主還元の基本方針としております。

また、変化の激しい経営環境の中で、このような株主還元方針の継続と持続的成長を果たしていくために、内部留保の確保ならびに財務基盤の強化が極めて重要であります。

当社といたしましては、第73期から増配を続け、第76期も5円増配の1株当たり55円の配当を決議しており、新年度の第77期におきましても増配の予定を公表しております。

株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化の実現のため、内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値に結びつき、ひいては、株主価値の向上に資するものと考えております。

株主提案の内容は、短期的、一面的であると考えざるを得ないものであり、結果として株主の皆様の中長期の利益を損なうことになりかねません。

したがって、本議案に反対です。

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。株式併合の影響を考慮しない場合の1株あたりの年間配当金は11円となり、前期配当金に比べ1円の増配となります。

## 第6号議案 定款一部変更の件（投資有価証券の保有制限）

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

### （1）議案の要領

以下の規定を、新たな条項として定款に追加する。

#### 第43条（投資有価証券の保有制限）

貴社が保有する投資有価証券の総額（子会社又は第三者を通じて間接的に保有する分を含む。以下同じ。）の上限を1,000,000,000円とする。

貴社が保有する投資有価証券の総額が前項の上限を超過した場合、貴社は、次の事業年度の末日までに、遅滞なく超過分の株式を処分して違反状態を是正する。

### （2）提案の理由

現在、貴社は業務関係上のみ、20件以上の上場企業の投資有価証券（約23億円）を保有している。これは貴社の純資産約147億円の15%以上を占めており、非常に高く、自己資本比率（ROE）の向上には貢献していないと考えている。さらに、取引先や提携先の株式を大量に保有することには、重大な利益相反が生じる可能性がある。これらの取引先や提携先への投資を削減し、事業運営などの株主にとって利益をもたらす活動に収益を再投資することに重点を置くべきだと考えている。

## ◎取締役会の意見

### 第6号議案に反対いたします。

当社は、持続的成長と事業拡大のため、関係維持・強化が必要である取引先の株式に限定し、投資有価証券を保有しております。

保有する株式については、定期的に取り締役会において、個別銘柄ごとに営業取引に関わる便益、配当利回り、保有リスク、時価額などと、資本コストを比較することで定量評価を実施するとともに、中長期的な企業価値向上の観点から、継続保有の合理性・必要性を検証しております。

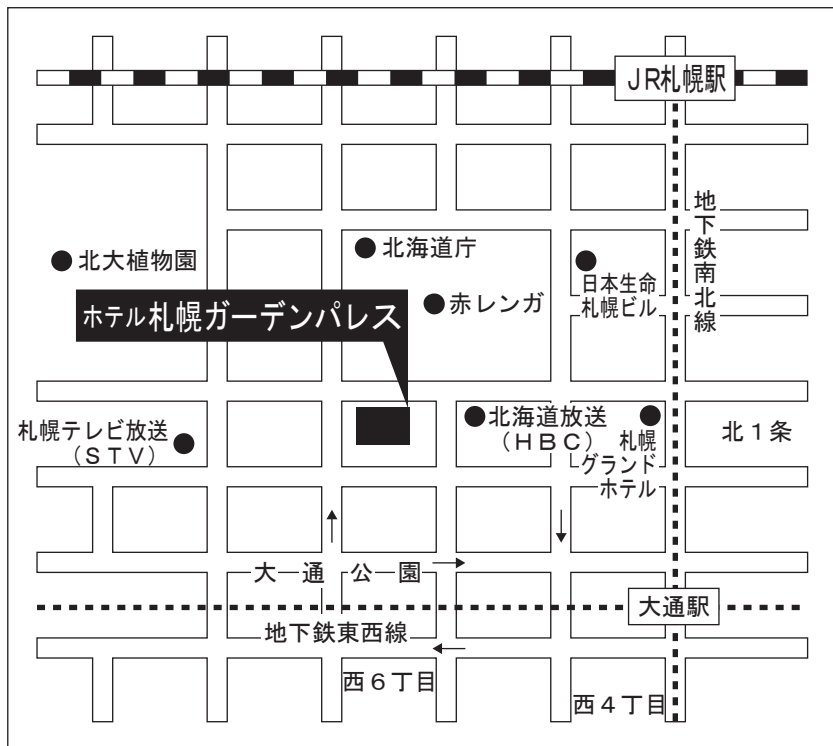
よって、その総額について上限を設定し、運営を制限することなく、当社取締役会の責任のもと、適時適切に判断を行うことが必要と考えます。

したがって、本議案に反対です。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
- 交 通 JR札幌駅より徒歩7分  
地下鉄大通駅より徒歩5分



お願い：駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。